

経過報告書

令和4年1月7日

区長会議会長様

こども・教育部会長

令和3年12月22日付けでこども・教育部会で決議した内容について、下記のとおり報告します。

1 部会での決議内容

「公立保育所民営化の推進について（案）」及び「公立保育所の必要箇所数について（案）」については、次のとおり決議する。

(1) 公立保育所民営化の推進について

公立保育所の民営化については、135か所（平成15年度末）あった直営保育所を、57か所（令和3年度現在）に再編整備を行ってきたが、「大阪市立保育所のあり方について」（H29.7.4市長決裁）において定めた令和8年度に36か所をめざすとした目標達成は困難な状況にある。

その原因は、施設の老朽化が進み、現施設を民間に譲渡する「現状移管」が困難であるとともに、現施設の近隣で保育の継続に適した未利用地が確保できず「建替移管」も困難なためである。

そのため、これまでの移転先用地としての未利用地の確保だけでなく、現在ある保育所を解体し、その用地に新施設を建てるために、仮設での使用を前提とした短期間の市有地確保についても積極的に行っていく。

短期間の使用であるため、これまでの処分予定地に加え、事業予定地や供用中の市有地も検討対象とし、市有地での用地の確保が難しい場合は、民地や民間ビルの貸室などの一時的な賃貸についても検討を行う。この手法により、これまで以上に選択肢が広がるため、目標達成に向けて民営化を推進していくことができる。

用地確保にあたって、こども青少年局は市有地を所管する関係局や地元住民との調整に努めるとともに、各区役所はその調整を最大限支援する。また、用地確保は土地所管局の協力が不可欠なため、全市を挙げて取り組む必要がある。

また、用地確保については、候補地の情報収集や、関係所属・地域住民との調整に多くの時間がかかることが想定され、また、複数の保育所の調整を計画的に行う必要があることから、概ね3年程度かけてめざす。なお、具体的な移転先等が決まった場合には、従前どおり、公表に向けた調整や、移管先法人の選定、新施設の建設など、移管まで概ね5～6年程度かかり、合わせて9年程度の期間が民営化達成までに必要となる。そのため、令和8年度までとしている民営化達成目標については、令和12年度末までの目標達成をめざすこととする。

(2) 公立保育所の必要箇所数について

公立保育所の箇所数を決定するにあたっては、平成27年度から平成29年度にかけて区長会議こども・教育部会において、公立保育所の必要性や必要箇所数についての議論を積み重ねた結果、1行政区1か所を基本とし、客観的な数値である区内の要保護児童対策地域協議会の対象児童数と保育所に入所する障がいのある児童数

(以下、「支援を要する児童数」という)を考慮して決定することとなった。そのため、支援を要する児童数の3か年(H26年度～H28年度)の合計数を、当時、公設置民営保育所を含む公立保育所が1か所の区の中で、支援を要する児童数が最大規模の北区(408人)を基準として除算し、小数点以下を切り上げて必要保育所数を試算した結果、36か所が必要と決定した。

部会では、こうした議論経過を改めて確認するとともに、公立保育所の必要性や必要箇所数の考え方について再検討を行うこととした。このため、支援を要する児童数の年度別推移を分析するとともに、公立保育所・民間保育所の受入れ状況についても分析を行った。

こどもの貧困対策や就学前教育の推進、児童虐待防止の観点からも、保育所が果たす役割は今後とも重要であり、本来は全ての保育所がセーフティネットの機能を果たしていくべきである。しかしながら、公立保育所と民間保育所における支援を要する児童の受入れ状況には顕著な違いがあり、直ちに公立保育所の箇所数を大幅に減少させることは現実的でないことから、今までの考え方(各区1か所を基本とし、支援を要する児童数をもとに各区の必要箇所数を算定)を維持することとした。

今回、民営化の推進(民営化の手法や達成年度の見直し)にあたり、当時決定した直営の公立保育所の必要箇所数についても、決定後4年が経過していることや、この間、要保護児童対策地域協議会に関する事務が統一され、各区からの報告数も全区統一の考え方により出された数値であることから、今までの考え方に基づき、直近3か年(H30年度～R2年度)の支援を要する児童数を反映し、公設置民営保育所を含む公立保育所が1か所の区の中で、支援を要する児童数が最大規模の北区(442人)を基準として除算し、小数点以下を切り上げて必要保育所数を試算した。

その結果、市全体として36か所を決定した状況に大きな変化はないものの、一部の区において箇所数の増減がみられる(東淀川区2か所減少・旭区1か所増加)ことから、別紙のとおり各区の必要箇所数を時点修正し、その結果、必要箇所数を35か所とすることを部会の案とする。

(3) 今後の進め方について

令和12年度末までに直営保育所を35か所をめざすとする新たな民営化方針に基づき、こども青少年局において、「公立保育所新再編整備計画」の改正など必要な対応をされたい。

公立保育所の民営化について、令和12年度末までに目標を達成するために、区長会議において進捗管理を行っていく。

(4) その他留意事項について

民営化の推進にあたっては、引き続き民間保育所等の保育士等の人件費補助制度や人材育成の充実を図り、配慮や支援を要する児童の民間保育所等での受け入れを促進すること。

公立保育所がより一層セーフティネット機能を果たすよう、区役所と公立保育所が緊密に連携し、配慮を要する児童・保護者への支援に努めること。

民営化の対象となる保育所名の公表に関しては、単に保育所名を公表するだけでは、利用している児童や保護者に無用な混乱が生じる恐れがあるなど対外的な影響が大きいことから、従前どおり、区役所とこども青少年局で慎重に協議を行い、具体的な民営化手法やスケジュールが決定した段階で公表を行う。

2 参加区長

生野区長、中央区長、都島区長、港区長、東成区長、住吉区長、東住吉区長

3 決議内容について全区長に情報共有を行った日

令和4年1月14日

4 審議経過

- ・令和3年10月27日

公立保育所民営化の推進（素案）及び公立保育所の必要箇所数（案）について、説明があり検討を行った

- ・令和3年11月17日

公立保育所民営化の推進（素案）について、再度検討を行い部会として決定した。

- ・令和3年12月22日

公立保育所の必要箇所数（案）について、直近データにより説明があり、再度検討を行い部会として決定した。

(別紙)

各区の公立保育所の必要箇所数について

区名	箇所数 (案)
北	1
都島	1
福島	1
此花	1
中央	1
西	1
港	1
大正	1
天王寺	1
浪速	1
西淀川	1
淀川	2
東淀川	2
東成	1
生野	2
旭	2
城東	2
鶴見	1
阿倍野	1
住之江	2
住吉	2
東住吉	2
平野	3
西成	2
計	35

現行 目標 36か所	公立保育所 箇所数 (R3. 4. 1)		
	直 営	公 設 民 営	計
1	1		1
1	2		2
1	2	1	3
1	2	1	3
1	1		1
1	1		1
1	2	1	3
1	2	3	5
1	2		2
1	3	1	4
1	2	2	4
2	3	2	5
4	4	3	7
1	1	2	3
2	2		2
1	2	3	5
2	3	1	4
1	1	2	3
1	2		2
2	2	2	4
2	4		4
2	2	1	3
3	5	3	8
2	6	2	8
36	57	30	87

※区内の要対協児童数と保育所に入所している障がい児童数の3か年（H30～R2）の合計を公設置民営保育所を含む公立保育所が1か所の区の中で支援を要する児童数が最大規模の北区を基準値とし、各区の合計を基準値で除して、必要保育所数を算出した。